

2019年12月10日

上関原発を建てさせない祝島島民の会
代表 清水 敏保 様

中国電力株式会社
上関原子力発電所準備事務所
所長 大瀬戸 聰

漁業補償等に係わるご質問について（ご回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、過日よりご質問いただいております件につきまして、下記のとおりご回答申しあげますので、よろしくお願ひいたします。

敬具

記

1. (ご質問)

今回の海上ボーリング調査にあたり、許可漁業および自由漁業の漁業者に対して、なぜ補償がなされていないのか。

(ご回答)

漁業補償につきましては、2000年（平成12年）に漁業補償契約を締結していますが、同契約が、漁業権漁業だけでなく、許可漁業および自由漁業も含めて正当な手続を経て締結されていることは、当時の祝島漁業協同組合と同組合長ほか所属組合員の方々が提起された裁判において、2007年（平成19年）の広島高等裁判所判決および2008年（平成20年）の最高裁判所決定により確認されています。したがいまして、当社としては、同契約および裁判所の判断に従ってご対応させていただくこととなります。

今回、当社は同契約を踏まえ海上ボーリング調査を行うものでありますが、今回を含めた各種調査の実施および調査に起因する漁業操業上の諸迷惑については、同契約の締結により、発電所温排水ならびに発電所の建設および運転に伴う諸迷惑を含めて同意・受忍をいただいており、当社はこれらに対する漁業補償金を既にお支払いしています。

許可漁業および自由漁業に対する補償につきましても、上記漁業補償金が漁業権漁業との区別なく光熊毛地区の漁獲高全般をもとに算出されたものであることから、包括的な補償により既に解決しているものと考えております。

2. (ご質問)

補償をしたというが、祝島の漁業者は漁業補償金を受け取っていないので、今回の海上ボーリング調査に係わる漁業補償がなされていないのではないか。

(ご回答)

上記1においてご説明申し上げたように、補償の問題はすでに解決したものと考えています。裁判所も、以下のとおり、共同漁業権管理委員会が漁業補償契約を締結した時点から、山口県漁業協同組合（祝島支店）（以下「祝島支店」といいます。）所属組合員の許可漁業および自由漁業にも漁業補償契約の効力が及んでいる旨を判断しています。

『以上のような、許可漁業・自由漁業の法的性質や、他の漁協地先における許可漁業・自由漁業の慣行上の優劣関係、管理委員会における許可漁業・自由漁業を含めた漁業調整の実態などの事実からすると、S漁協所属の組合員は、他の各漁協の地先において行う許可漁業・自由漁業については、その得喪変更に当たる場合を含めて、管理委員会の協議決定に委ねる権限を自己の属する漁協に与えていたと解するのが相当である。

そうすると、管理委員会が漁業補償契約を締結したことによって、被控訴人（祝島支店所属組合員のことです。）らは、A（山口県漁業協同組合上関支店地先海域のことです。）、B（山口県漁業協同組合四代支店地先海域のことです。）各海域における許可漁業・自由漁業について拘束を受け、漁業権消滅区域等を含むA、B各海域における許可漁業・自由漁業について諸迷惑忍耐義務を負担するとともに、そのうちの漁業権消滅区域等においては許可漁業・自由漁業自体を行うことができなくなったというべきである。』

（2007年6月15日広島高等裁判所判決25頁6～16行目）

3. (ご質問)

許可漁業および自由漁業の漁業者は、今回の海上ボーリング調査に係わる一般海域の占用許可申請の利害関係人に入らないのか。許可漁業および自由漁業の漁業者に対して今回の海上ボーリング調査に対する補償がなされているというのであれば、祝島の許可漁業および自由漁業の漁業者も利害関係人に入るのではないか。

(ご回答)

今回の海上ボーリング調査は、山口県漁業協同組合が共同漁業権（共同漁業免許状上の関係地区は四代地区）を有する海域で計画しているものです。したがいまして、一般海域の利用に関する条例での占用許可申請における利害関係人は山口県漁業協同組合（共同漁業免許状上の関係地区は四代地区）

であると認識しています。

上記1においてご説明申し上げたように、漁業補償は許可漁業および自由漁業と漁業権漁業を区分せず漁協の漁獲高全般をもとに行なったものです。祝島支店の許可漁業および自由漁業の漁業者に漁業補償契約の効力が及ぶことは上記2のとおりですが、そのことをもって本件占用許可申請上の利害関係人に該当するとは考えておりません。

4. (ご質問)

漁業補償契約を締結してから長期間経過して“時効消滅”し、すでに効力を失っているのではないか。

(ご回答)

2000年（平成12年）に締結した漁業補償契約につきまして、当時の四代漁業協同組合、上関漁業協同組合および共同漁業権管理委員会におかれましては同契約に基づき漁業権等の放棄等にご同意をいただき、当社は同契約に基づき2008年（平成20年）までに漁業補償金をお支払いしておりますので、すでに履行が完了して現在まで同契約の効力が継続しているものであり、ご指摘の状況には当たりません。

以上

漁業補償契約無効確認請求事件
2007年(平成19年)6月15日広島高等裁判所判決(抜粋)

については、漁業法8条、11条が漁協において行使規則を定めるに当たっては関係地区、地元地区といった自然的・社会的条件により漁場が属すると認められる地区的利益を保護すべき定めをしていることからも窺うことができる。

エ 管理委員会は、地先、沖合を問わず、各組合員が行う許可漁業・自由漁業についてもその調整について協議決定していたことは前記認定のとおりである。

オ 以上のような、許可漁業・自由漁業の法的性質や、他の漁協地先における許可漁業・自由漁業の慣行上の優劣関係、管理委員会における許可漁業・自由漁業を含めた漁業調整の実態などの事実からすると、8漁協所属の組合員は、他の各漁協の地先において行う許可漁業・自由漁業については、その得喪変更に当たる場合を含めて、管理委員会の協議決定に委ねる権限を自己の属する漁協に与えていたと解するのが相当である。

祝鳥支店所属組合員のことです。

そうすると、管理委員会が漁業補償契約を締結したことによって、被控訴人らは、A、B各海域における許可漁業・自由漁業について拘束を受け、漁業権消滅区域等を含むA、B各海域における許可漁業・自由漁業について諸迷惑受忍義務を負担するとともに、そのうちの漁業権消滅区域等においては許可漁業・自由漁業自体を行うことができなくなったというべきである。

よって、漁業権消滅区域等を含むA、B各海域において、被控訴人らが諸迷惑受認義務を負担していないことの確認請求並びに許可漁業・自由漁業を行わない義務を負担していないことの確認請求は、いずれも理由がない。

(3) 以上のとおりであり、被控訴人らの受忍義務不存在確認請求はすべて理由がない。

4 差止請求について

(1) 本件共同漁業権ないし同漁業権行使規則に基づく漁業行使権を理由とする妨害予防請求(差止請求)について

本件共同漁業権の帰属主体は漁協であって被控訴人ら組合員各個人ではない。したがって、本件共同漁業権に基づく差止請求は理由がない。

これは正本である。

平成19年6月15日

広島高等裁判所第2部

裁判所書記官 泉

健 太

